

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="528 562 902 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="587 1297 842 1329"><u>2025年10月1日</u></p> <p data-bbox="575 1444 854 1476">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1774 562 2148 594">光電話サービス契約約款</p> <p data-bbox="1834 1297 2089 1329"><u>2025年12月1日</u></p> <p data-bbox="1822 1444 2101 1476">株式会社 STNet</p>	

光電話サービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則  <u>(実施期日)</u>                      1 この改正約款は、2025年12月1日から実施します。  <u>(経過措置)</u>                      2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。  <u>(特例措置)</u>                      3 4の特例措置の適用期間は2025年12月1日から開始し、終了時期は未定とします。ただし、当社の判断により光電話サービス契約者への予告なく特例措置の終了及び内容を変更する場合があります。                      4 3の期間中に光ネットサービス契約の申込みと同時に、コース1に係る光電話サービス契約の申込みまたはコース1に係る光電話サービスの変更の請求を行った光電話サービス契約者には次の特例措置を実施します。                      (1) コース1に係る基本利用料、番号利用料、端末等使用料、付加機能使用料及び附帯サービスに関する料金(ただし、電話帳掲載料は除く)については、光電話サービスの基本利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。                      (2) 他の減額措置により、コース1に係る光電話サービス契約の基本利用料が0円とされる場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。</p>	